

西予市地域づくり活動センター推進計画 (案)

目次

1	計画の基本事項	1
(1)	計画の趣旨	1
ア	背景	1
イ	目的	1
(2)	地域発「せいよ地域づくり」事業とは	3
2	これからの公民館のあり方	5
(1)	地区公民館の現状	5
(2)	全国における公民館の動向と近年の社会教育の振興方策について	6
(3)	西予市が目指す地域づくり活動センター	7
ア	施設の名称	7
イ	西予市が目指すセンター	7
(4)	根拠法令・関連計画	8
ア	根拠法令	8
イ	上位計画	8
(5)	計画の期間	9
(6)	移行時期	9
3	地域づくり活動センターの機能	10
(1)	機能についての基本方針	10
ア	地域づくりの場（地域づくり活動）	11
イ	支えあい・つなぎの場（安心安全な地域福祉）	11
ウ	人づくり学びの場（生涯学習）	12
エ	行政窓口の場（行政相談窓口）	15
(2)	センター内での営利活動	16
(3)	市民にとって使いやすい施設へ	16
4	人材配置について	17
(1)	センターに配置する職員とその業務	17
(2)	センターと地域任用職員の関係	19
5	地域づくり活動センターの設置における基本方針	20
(1)	地域づくり活動センター設置における基本的な考え	20
(2)	市街地におけるセンターの在り方	21
(3)	地区公民館がない地域への地域づくり活動センターの設置について	21
ア	センター（拠点）を設置する場合	22
イ	センター（拠点）を設置しない場合	23

(4) 施設整備について	24
(5) 地域づくり組織による施設の改修	24
6 指定管理者制度の導入	26
7 今後の分館制度※の在り方について	27
8 センター化に伴うその他の必要な取り組み	30
(1) 地域づくり組織と自治会との関係	30
(2) 自治会の既存事業を見直す機会	30
(3) 多様な世代の参画	31
(4) 既存の地区公民館活動の見直し	31
(5) 人材育成の取組	31
(6) ICTの活用	31
(7) 職員の働き方	32
(8) 個人情報の取扱いについて	32
9 計画の推進	33
(1) 推進体制	33
(2) 支所業務及び人員の再編	33
(3) 地区公民館における地域づくり活動センターの試験運用	34
(4) 財源の確保	34
(5) 計画の評価・見直し	34

1 計画の基本事項

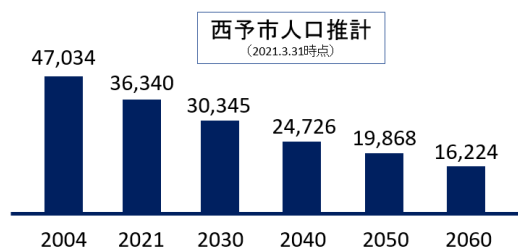
(1) 計画の趣旨

ア 背景

現在、急激な人口減少や高齢化により過疎化が進展し、周辺地域では担い手不足による集落活動の衰退や暮らしの利便に関する不安が増大しつつあります。

広域な面積を有し、海・里・山といった多様な特性のある西予市では、地域課題も多種多様といえます。また、その課題解決には、一律的な行政サービスでは限界があり、既存の仕組みだけでは、あらゆることに対応できない時代に直面しているといえます。そのため、地域コミュニティ※1が主体性をもって地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む仕組みづくりが必要となってきました。これらのことから、地域内の多様な主体が「協働※2」の取り組みによる課題解決型の住民自治である小規模多機能自治※3の仕組みを用いて、地域発「せいよ地域づくり」事業により地域づくり活動を支援していきました。そして、小規模多機能自治が推進され、地域が主体性をもった課題解決に向けた取り組みが行われることで「地域力」が養われ、「自助・共助」の力を取り戻しつつあります。

それにより、地域づくり活動が活発化することで、公民館に人が集い、話し合い、地域づくりが実践されてきた結果、次の2つのことが見えてきました。



- ① 主体性のある取組が地域活性化の原動力となっている
- ② その活動の多くが公民館を拠点として機能している

地域づくり活動が活発化し、その拠点施設として利用される地区公民館のあり方や役割に関して、変化が求められる時代となってきました。

イ 目的

令和3年6月9日付けで西予市地域づくり活動センター市民検討委員会より「西予市小規模多機能自治活動拠点施設（地域づくり活動センター）の在り方」に関する答申※4を受け、西予市の公民館の在り方を見直し、市民の

1 【地域コミュニティ】住民相互の交流が行われている地域社会、または、そのような住民の集団。

2 【協働】同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

3 【小規模多機能自治】概ね小学校区域において、自治会や各種団体、事業者、学校多様な主体である住民の積極的な参画・協働によって様々な機能を持つ、課題解決型の住民自治の仕組み。

4 【答申】問いに対して、意見を申し述べること。

多様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりを一層進めていくことができ、市民と行政の協働の場となる地域づくり活動センター（以下「センター」という。）を実現するため西予市地域づくり活動センター推進計画を策定します。

(2) 地域発「せいよ地域づくり」事業とは

平成 23 年度より、「自分たちの地域を、自分たちの手で」を基本理念とする、自主・自立に向けた、地域が主体性をもった課題解決型の取組みを推進し、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治の基盤づくりを図るため、合併当初の 27 の小学校区※5毎に新たに地域づくり組織※6を設立し、地域発「せいよ地域づくり」事業（以下「交付金事業」という。）をスタートさせました。

当事業は、地域の主体性による地域の課題解決や次世代に繋ぐための公益事業を実施する場合に、交付金（基礎型交付金※7、手上げ型交付金※8）を交付することで地域支援を行うものです。そして、これまで様々な地域づくり活動が展開され、それぞれの地域の色で、その特性を活かした取組が実践されることで地域力が養われてきました。西予市では、着実に小規模多機能自治が推進されてきています。

表 1 手上げ型交付金事業 事業分野別採択件数一覧（H28～R2）

事業分野名	採択件数	5	10	15	20	25
地域福祉	4					
地域経済	20					
地域の社会教育	9					
地域の安心・安全(防災)	9					
地域の健康づくり	4					
地域伝統文化継承	6					
地域環境整備	22					
地域の農林業振興	12					
地域の小規模・高齢者集落対策	1					
地域の人財育成・確保	6					
地域への移住定住促進	7					
地域の資源活用	9					
多様な主体との協働	17					
その他	3					
	129					

平成 28 年度から創設された手上げ型交付金事業の活用が活発化し、24 の地域づくり組織が同交付金を活用し、129 事業、交付額 1 億 6 千万円を超える事業が展開されてきました。（R3.3.31 時点）

5 【27 の小学校区】合併当初の小学校区。小学校区の区域は、子供たちが歩いていける通学圏であり、顔のわかる生活圏であることから地縁性が高いとされています。人と人のつながりが重要となる地域づくり活動において、基本的な活動区域として位置付けています。

6 【地域づくり組織】旧小学校区毎に認可された課題解決型の住民自治組織。

7 【基礎型交付金】人口割、面積割、均等割の算定により地域づくり組織へ基礎的に分配される交付金。

8 【手上げ型交付金】地域づくり組織が手を上げ、やりたい事業を提案(申請)し、必要性が認められたソフト事業に対して交付される交付金。（補助率 10/10、上限 200 万円）

表2 あなたのまちの地域づくり組織

番号	旧町名	地域名	地域づくり組織名
1	明浜	俵 津	俵津スマイルーいいまちづくり隊ー
2		狩 江	かりとりもさくの会
3		高山・宮野浦	高山・宮野浦地域づくり協議会
4		田之浜	大崎振興会
5	宇和	多 田	多田だんだんプロジェクト
6		中 川	中川地区団体連絡協議会
7		石 城	石城ロマンの里応援隊
8		宇 和	宇和地域づくり協議会
9		田之筋	田之筋地区地域づくり協議会
10		下宇和	下宇和地域づくり協議会
11		明 間	明間地域づくり会
12	野村	野 村	野村地域自治振興協議会
13		溪 筋	溪筋地域づくり検討委員会
14		中 筋	中筋地区自治振興会
15		大和田	大和田地区むらおこし会
16		横 林	横林自治振興協議会
17		惣 川	惣川自治振興会
18		大野ヶ原	大野ヶ原むらおこし会
19	城川	遊子川	遊子川活性化プロジェクトチーム
20		土 居	ふるさと創生会
21		高 川	高川地域づくり会
22		魚 成	魚成地域振興会
23	三瓶	三 瓶	みかめやってみん会
24		二木生	にきぶ地域づくり会
25		周 木	周木ビリ島むらおこし会
26		蔵 貫	蔵小校区ふるさと振興会
27		下 泊	下泊地域づくり振興会

2 これからの公民館のあり方

(1) 地区公民館の現状

西予市公民館条例（平成16年4月1日条例第113号）に基づき、市内には中央公民館をはじめ、地区公民館24館、分館19館があり、社会教育※9・生涯学習※10の拠点として、その役割を果たしてきました。地域住民や各種団体及び行政が協働体制を充実させることにより、それぞれの地域課題への対応や活性化への取組など、公民館機能の枠を超えた役割を担ってきました。そのため公民館や公民館主事に求められる活動や役割は地域により違いがあり、他部局の業務を担うことも増えてきました。

表3 西予市公民館条例に基づき設置された公民館

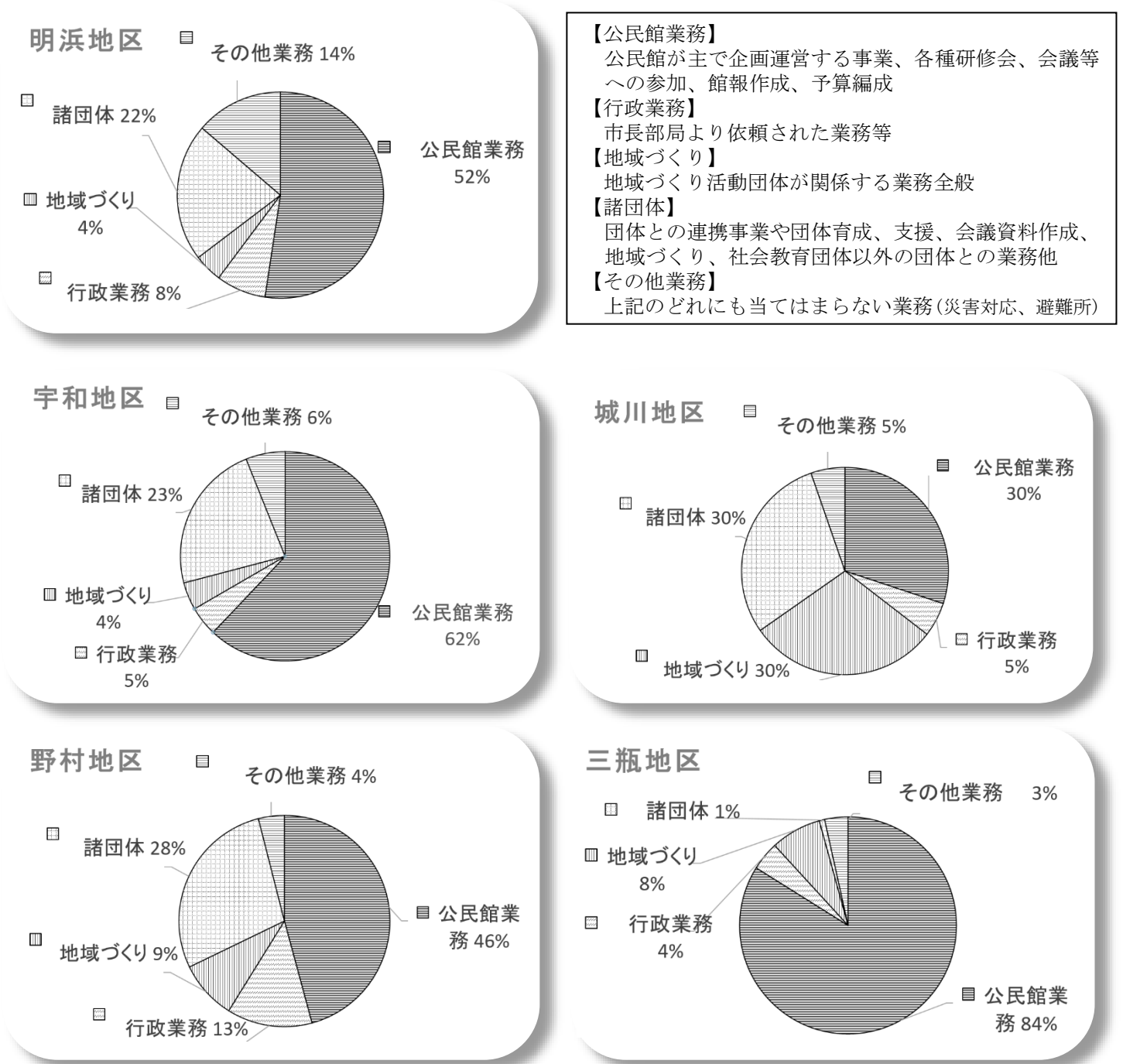
	地区公民館 (24)	分館 (19)
中央公民館 (1)	俵津	該当施設無し
	狩江	
	高山	
	田之浜	
	多田	
	中川	
	石城	
	宇和	
	田之筋	
	下宇和	
	明間	
	野村	
	溪筋	
	中筋	
	大和田	
	横林	
	惣川	
	遊子川	
	土居	
	高川	
	魚成	
	三瓶東	第1分館、第2分館、第3分館、第4分館、第5分館 第6分館、第7分館、第8分館、和泉分館、嶋山分館
	三瓶北	垣生分館、二及分館、長早分館、周木分館
	三瓶南	有太刀分館、蔵貫浦分館、蔵貫分館、皆江分館、下泊分館

9 【社会教育】 学校・家庭以外の広く社会で行われる教育

10 【生涯学習】 自己の充実・啓発や生活の向上のため、自発的意思に基づき、必要に応じ、自己の適した手段・方法を選択して、生涯を通じて行う学習

図1 地区公民館業務量実態調査

(公民館での業務を5種別に分け、従事時間を割合で示したグラフ)



(2) 全国における公民館の動向と近年の社会教育の振興方策について

人口減少により過疎化が進む地方自治体において、小規模多機能自治を推進し、その活動拠点として公民館を住民自治の拠点施設へ移行する動きは全国的にみられます。その主な事例は、住民自治の拠点施設化に伴う職員や業務の撤退といった傾向にあり、その代替えとして指定管理者制度※11により住民自治の拠点施設を公設民営の形態で運営していることが多い現状です。

平成30年12月に中央教育審議会※12は、文部科学省からの諮問※13「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」による答申では、社会教育は現代における個人の成長と地域社会の発展に重要な意義と役割があると位置づけ、自己実現や成長などの「人づくり」、地域住民同士が学習を通じて住民同士の絆を深める「つながりづくり」、住民が地域の課題解決に積極的に取り組む「地域づくり」の3つの基盤が重要であるとしています。

人口減少が取り巻く現代社会において、社会教育施設への住民ニーズにも変化が訪れ、教育課題や行政課題について学習機会を提供するとともに、多様な主体が地域課題解決に向けた活動の場とする「地域づくり」の拠点としての機能が求められています。

(3) 西予市が目指す地域づくり活動センター

西予市は、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指し、それを現場で支える仕組みを構築するため、社会教育施設である地区公民館を住民自治の拠点へと移行します。そして、それを市長部局が所管します。

ア 施設の名称

地域づくり・まちづくりを推進する住民自治の拠点とするため施設の名称を「地域づくり活動センター」（以下「センター」という。）とします。

イ 西予市が目指すセンター

センターの運営形態は、市直営によるものとします。社会教育を推進する場に加え、機能や役割を拡充し、地域の身近な公共施設として、人口減少に

11 【指定管理者制度】地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

12 【中央教育審議会】文部科学大臣の諮問機関として文部科学省内に設置されている審議会。

13 【諮問】ある事案に関して、有識者で構成された審議会などのような機関に問い、見解を求めること。

おける地域課題に直面する地域を現場で支える仕組みを構築します。そして、地域と行政が協働することで、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な地域の体制づくり、つまり「将来にわたって持続可能な地域基盤」を形成し、多様な住民ニーズに応えることができる機能を有したセンターを目指します。

そして、これからは、行政主導による行政サービスだけではなく、「地域と行政が協働できること」など、それぞれの役割を認め、協働の取組による新たなサービスの創出を図ります。

(4) 根拠法令・関連計画

ア 根拠法令

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）※¹⁴

現行の公民館の位置づけは、社会教育法に基づく施設として位置付けられていますが、多様な市民ニーズに応えられる施設にするため、地方自治法第 244 条（公の施設）に基づく公の施設として位置づけます。

- ・ (仮) 西予市地域づくり活動センター条例（予定）

名称、位置、目的などセンターの設置及び管理に関する基本事項を定めた条例です。センターの設置根拠となります。

- ・ (仮) 西予市地域づくり活動センター条例施行規則（予定）

上記条例における必要な細則を定めるものです。センターの管理、運営におけるルールなどを定めます。

イ 上位計画

- ・ 第 2 次西予市総合計画

総合計画は、本市の最上位計画としての位置付けの下、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、西予市総合計画策定条例（平成 26 年西予市条例第 1 号）に基づいて、平成 28 年度に策定されたものです。当該計画では「市民協働の推進」において地域が抱える様々な課題について、地域の住民が自発的かつ主体的に課題解決に取り組むこととしています。

¹⁴ 【地方自治法第 244 条】第 244 条第 1 項（公の施設）「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」

(5) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和17年度までとします。

(6) 移行時期

令和5年4月から公民館をセンターへ一斉に移行し、全ての地域で公平に進めていきます。スタート時点では、地域任用職員の配置状況など地域によっては、取組に差が見られることも想定されるため、センターに移行した後も、引き続きセンターでの活動や地域課題に対して行政が支援を行います。

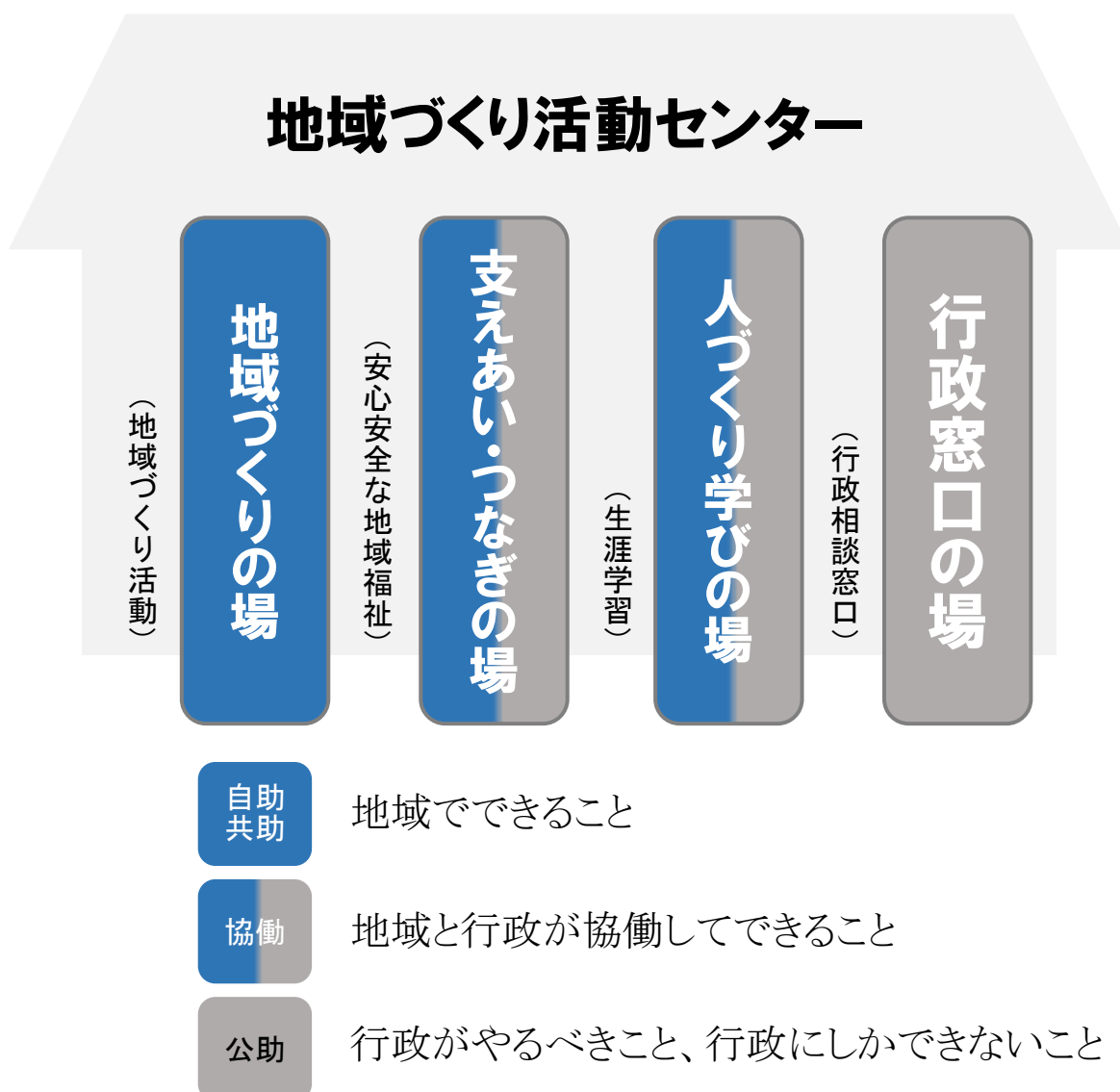
3 地域づくり活動センターの機能

(1) 機能についての基本方針

人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指し、次の四つの機能をセンターの柱として整備します。

- ①課題解決型の住民自治である“地域づくりの場”
- ②安心安全な地域福祉への取組を支援する“支えあい・つながりの場”
- ③既存機能の「生涯学習」を推進する“人づくり学びの場”
- ④本庁や支所に行かなくても行政手続きや相談ができる“行政窓口の場”

図2 センターに備える機能



ア 地域づくりの場（地域づくり活動）

交付金事業が始まって以来、地域づくり活動は盛んになりました。観光振興、農林水産振興、防災、地域福祉活動などにも取り組む姿があり、小さな経済活動も動き始めています。このような地域の主体性をもった地域づくり活動を更に支援していくことが人口減少社会における重要なセンターの役割であると考えています。

またセンターでは、地域の困りごとが集まる仕組みづくりが必要です。集まった情報を地域内で共有し、「地域でできること」「行政にしかできないこと」「市民と行政が協働できること」などに選別し、地域と行政がそれぞれの役割を共有し、行政だけに頼らない、地域が主体性をもって課題解決に取り組む姿が求められます。

そのためには、地域づくり組織の事務局を担い、地域づくり活動に従事する職員（地域任用職員）を配置し、組織の基盤強化を図ることが必要であると考えます。事務局配置における職員の雇用に必要な財源を基礎型交付金に加算して、地域づくり組織（又は、関連団体）が事務局となる職員を雇用し、センター内に配置することが効果的であり、住民主導の活動を促すためにも重要な役割を担うものであると考えられます。

また、地域任用職員は地域の新たな担い手としても期待されるものであり、地域の実情に応じて、各種団体等の運営支援を行うことも想定されます。

地域づくり活動を通じて、「自分たちの地域を、自分たちの手で」という基本理念のもと、自主自立の住民自治を図り、自分たちの地域をつくりあげる姿が地域の郷土愛を生み、例えば地元を離れた者であっても何らかの形で地域貢献する人材へと育てていくものであると期待できます。

例)

- ・地域づくりにつながる活動・物販をしたい
- ・地域の困りごとがセンターに集まる仕組みを構築したい
- ・放課後の学習の場、居場所づくりとして利用したい
- ・コミュニティビジネスを行いたい
- ・地域おこし協力隊の活動拠点としたい

イ 支えあい・つながりの場（安心安全な地域福祉）

人口減少・少子高齢化を迎える地域にとって、防災・福祉・地域交通は市内共通の身近な課題といえます。地域防災や地域福祉と連携した取組が、センターに求められる機能であると考えています。

【防災】

これまで同様、地域の防災拠点として災害発生に備えて、防災活動を支援します。また、地域防災と連携した取り組みを強化します。

例)

- ・ 防災及び避難所としての機能強化（耐震補強、移転、避難備蓄品）
- ・ 自主防災組織の育成強化
- ・ 防災訓練等を通じて住民の防災意識の向上
- ・ 避難行動要支援者の援護体制の整備

【福祉】

身近な福祉の地域課題に向き合うことのできる機能がセンターに備わることで、地域住民は安心して生活できると考えています。地域福祉と連携した取り組みがセンターで展開することが可能となります。

例)

- ・ 子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等の各種手続き相談等
- ・ 西予市社会福祉協議会との連携した地域福祉活動の拠点

【地域交通】

既存の公共交通サービスだけではなく、地域住民が地域交通サービスを企画・運営する仕組みを構築することで、移動手段の確保はもとより、様々な地域課題の解決に活用できます。

例)

- ・ 地域運営による地域交通バスの運行支援制度などの整備

ウ 人づくり学びの場（生涯学習）

社会教育は教育委員会と市長部局が連携して推進します。公民館がセンターとなっても、これまでの「人づくり」や「つながりづくり」を実践し、社会教育を推進する場であることに変わりはありません。より多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加できるよう「個人の要望」だけでなく「社会の要請^{※15}」にも応じた多種多様な学習機会を整備、提供します。そして、学習し学んだ先にある実践へとつなげる機会を設け、学びで得

¹⁵ 【社会の要請】社会のニーズ、世間に対する責任など。例) 超高齢社会への課題、人口流出の課題、子育て支援の課題など社会から求められるもの。

た知識や技能を地域社会へ還元することのできる人材育成へ結びつけ、更なる社会教育の推進を図ります。

また、次の取組みにより社会教育の推進に努めます。

(ア) 条例への明記を追記

(仮) 西予市地域づくり活動センター条例に「生涯学習活動（社会教育法（昭和24年法律207号）第22条で規定された活動）を推進する」など設置目的を明記し、社会教育を推進します。

(イ) 社会教育主事の活用

地域の実情に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつながる新しい取組の展開となるよう、各センターへ社会教育を推進するための助言・指導を行うことのできる社会教育主事を本庁若しくは支所に配置します。

(ウ) 総合教育会議※16

社会教育が市長部局に移行された後も、総合教育会議において、社会教育の振興を図るために重点的に講ずべき事項などを引き続き協議、調整します。

(エ) 事業の企画実施審議機関

現在、地区公民館に設置している公民館運営審議会に代わり、センターで行う社会教育事業やセンター運営について指導助言できる審議機関を新たに設置できるものとします。

(オ) 社会教育委員会※17

センター化後は、社会教育の根幹となる方針等は教育部局で策定し、教育委員会の諮問機関でもある社会教育委員会が作成した社会教育計画書を基に市長部局が社会教育を推進します。

(カ) ICT※18を活用した生涯学習

ICTを活用することで、幅広いニーズに対応したオンライン講座等を企画・展開することが可能となり、住民の選択肢の幅が広がります。

¹⁶ 【総合教育会議】平成27年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置。この会議は市長が設けるものとなっており、市長、教育長及び教育委員で構成され、一般行政と教育行政の調和と連携を図りながら教育に関する総合的な施策の大綱を策定するための協議などを行う。

¹⁷ 【社会教育委員会】社会教育法第15条（及び西予市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例）の規定により設置された委員会であり、教育委員会に対して、社会教育に関する諸計画を立案することなどの職務を行う機関。

¹⁸ 【ICT】Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

す。

(キ) 学校とのつながり

センターが学校と地域をつなぐ役割を担うことで、学校教育だけでは補えない部分を地域と連携・協働しながら地域全体で子供たちを支え、実社会で様々な課題に直面した時に必要となる力を身につけた人材や、将来的に地域貢献できる担い手の育成につなげます。

(ク) センターにおける住民の図書利用について

地域における幅広い世代の学びの場として地区公民館（明浜町1館、城川町4館）の施設内に設置している市図書交流館分館は、センター化後も引き続きセンター内に設置し、それ以外のセンターは、センターの要請に応じて市図書交流館からの配本（貸出）を継続します。センターにおいては、地域のニーズ、社会情勢に応じた図書をそろえ、住民に知識や読書の楽しみを提供していくことにより、ひとづくり、生きがいを図ります。

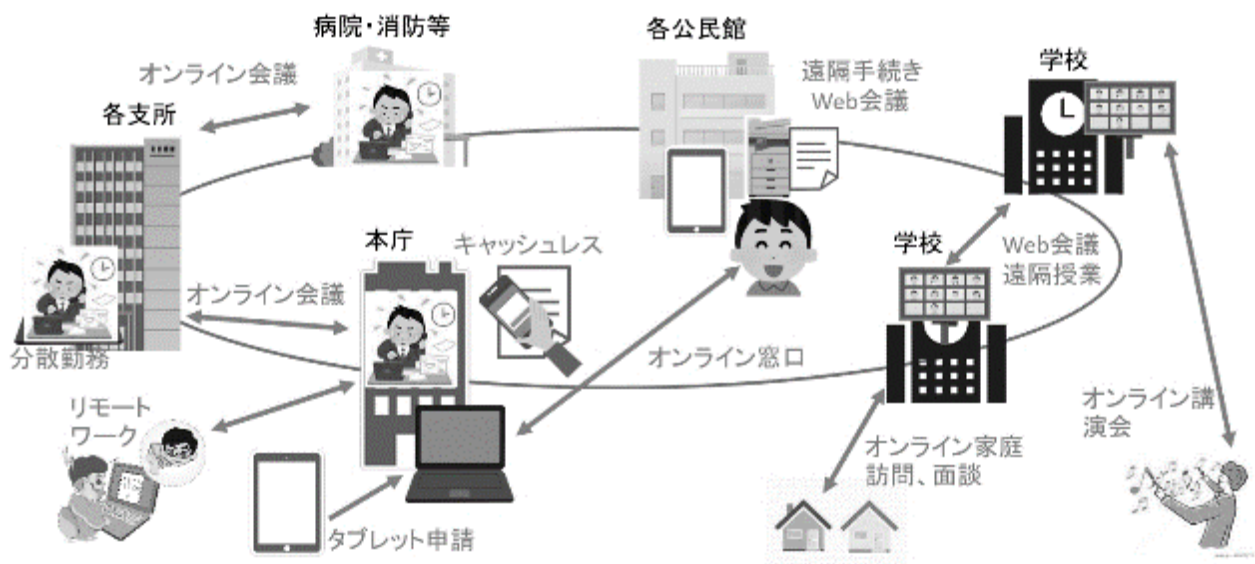
エ 行政窓口の場（行政相談窓口）

地区公民館では、戸籍、住民票、印鑑証明、税務関係に関するなどの各種証明書の発行（一部地区公民館を除く。）及び手数料の徴収、他部局の受付業務など様々な事務手続きに関する取り次ぎ業務を行っていますが、これらは、センターで引き継ぎます。また今後、本庁・支所の業務の見直しを図り、センターでの機能の拡充を図ります。ただし、本庁・支所に近接するセンターには行政業務は備えず、本庁及び支所が行います。

これからセンターの機能を充実させることで、多様な業務に従事することもあります。基本的には、センター職員に業務が集中するのではなく、センターに寄せられる相談案件等を速やかに適切な担当課へつなぐことのできる調整役を担います。

そして、ICTの環境整備により職員の働き方も変えていきます。自席だけではなく、必要な時に、必要な人材が、必要な場所で、必要な力を発揮できる働き方の改革が必要です。これにより行政サービスの在り方として、一律的に支所や本庁で提供するだけではなく、例えば災害時など、そこに一時的に必要な機能を備え、職員を配置するといった体制整備に努めます。

図3 ICT化の将来イメージ



(2) センター内での営利活動

現在の公民館は社会教育法第 23 条※19の規定により営利活動に制約がありますが、センター化によりそれも解かれ、センター内で地域が主体となって営利活動を行うことが可能となります。地域づくり組織が、地域づくり活動を維持していく上で財源を確保することは重要な位置づけとなります。行政からの財政的支援だけに頼らず、自主自立に向けた活動を継続していくための財源確保の手段の一つとして営利活動があります。

それにより地域資源の活用や行政では行き届かない地域独自のサービスの提供など新たに創出・開発していく取組が展開できます。

ただ、営利活動であれば何でも良いのかといえそうではなく、「地域課題を解決する目的」とする活動であることに限定されます。営利活動はあくまで課題解決への手段の一つであり、単に収益を目的とする活動等は財源の確保はできても課題解決につながらないと考えられるためです。

(3) 市民にとって使いやすい施設へ

地域の実情に応じたセンター運営を可能とするため、次の項目について、変更することについて柔軟な対応をするものとします。

- ① 休館日の変更
- ② 利用時間の変更
- ③ 利用料金の変更

上記の変更において、センター長が必要と認めるときは、市長の許可を得て変更できることとします。ただし、「休館日」及び「利用時間」を変更する場合の「行政窓口の場」の取扱いについては別途協議が必要となります。

19 【社会教育法第23条】社会教育法第23条第1項第1号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

4 人材配置について

(1) センターに配置する職員とその業務

現在の地区公民館では、公民館長、公民館主事、一般事務員（会計年度任用職員）の3名で、内2名が常勤であることが多くの地区公民館の実態です。ここに地域の実情に応じて、制約の範囲内で必要な人員を配置することが望ましいと考えています。

センター長（会計年度任用職員）

センター職員（一般行政職員）

一般事務員（会計年度任用職員）

地域任用職員（地域雇用）

【センター長（会計年度任用職員）】

現在の公民館長に代わり、会計年度任用職員として「センター長」を配置します。既存機能である公民館事業（人づくり学びの場）に行政機能（行政窓口の場）、地域づくり活動（地域づくりの場）や安心安全な地域福祉（支えあい・つながりの場）を担う機能が加わることで、権限や役割にも変化が生じてくるものと考えられることから、現在の公民館長の週5時間勤務から週10時間勤務へと見直しを図るなどの検討を進めます。

また、「3（3）市民にとって使いやすい施設へ」の記述のとおり、センター運営に関して、センター長の判断により進めることとなります。

【センター職員（一般行政職員）】

公民館主事から一般行政職員という立場になり、行政サービスの提供や、地域づくり組織と連携・協働し、地域づくり活動を支援することが基本的な職務となります。センターでは、多様な課題に対応できる人材として、必要な知識や技能を有し、豊富な経験を併せ持つ係長級（主任含む）を配置します。

【一般事務員（会計年度任用職員）】

現在と変わらず職員を補助する職務となります。任用形態についても現状を維持します。地域づくり組織との関りについては、センター職員と同様です。

【地域任用職員（地域雇用）】

地域づくり活動をより支援するため、地域づくり組織の事務局を担う新たに加わる人員です。地域づくり組織（又は、関連団体）が基礎型交付金を財源に充て、地域づくり組織の事務局等を担う人材として地域任用職員を雇用し、勤務状況等を管理するものであるため、行政職員としての身分はありません。すなわち、人事権は地域にあり、地域の実情に応じた雇用形態や労働条件を付すことが可能となる職員です。

その業務内容は、地域が求める人材により様々であると考えられますが、地域づくり活動に関わる業務のほか、地域の実情に応じて、各種団体の運営支援等を行うことも想定しています。

（業務例）

<地域づくり及び地域の事務局強化>

地域づくり…地域づくり組織の事務局・会計

地域課題の抽出・企画・運営支援、地域住民との連絡調整
地域づくりにおける「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」など
地域と関わる活動。

各種団体…諸団体の運営支援

（雇用形態例）

地域づくり組織（又は、関連団体）による直接雇用、個人委託、事業者委託(派遣)など

（勤務形態例）

月から金のフルタイム、月水金のパートタイムなど

※参照「（仮）西予市地域任用職員の雇用の手引き」（作成中）。

【地域担当職員（市職員）】

センター内に配置する職員ではありませんが、各地域づくり組織に対して、「西予市地域担当職員設置要綱」に基づき、各地域づくり組織に2名以上の地域担当職員を充て、地域づくり活動における人的支援を引き続き行います。これから地域づくり活動に従事する地域任用職員がいることで、地域担当職員の関わり方に変化が生じると考えられます。これらを踏まえ、引き続き地域担当職員を継続して配置することとしますが、本制度の在り方についての見直しを図ります。

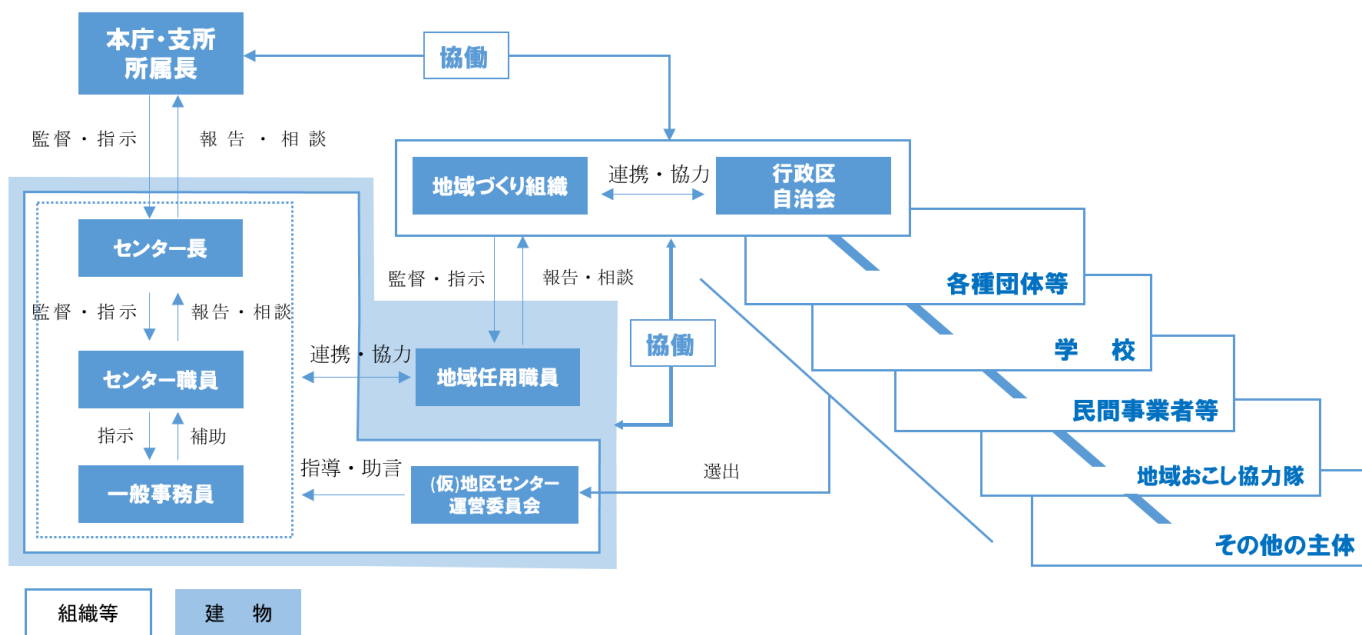
【日直夜直者】

主な業務である、貸館や社会体育施設の鍵の貸出などの運用の見直しを図ったうえで、令和4年度中に職員配置を廃止します。令和5年度以降は、地域が必要であると判断すれば、当該業務は指定管理者制度を活用することで、地域雇用による職員を配置することが可能です。

(2) センターと地域任用職員の関係

行政上の身分にない地域任用職員は、センター内の職員とは縦（垂直）の関係にはありません。地域による自治活動や地域づくり活動は行政に主導されるものではないため、地域と行政との関係は、フラット（平面的）であり、連携・協働する関係といえます。

図4 センター相関図



5 地域づくり活動センターの設置における基本方針

(1) 地域づくり活動センター設置における基本的な考え

当市の小規模多機能自治は、地域づくり組織により合併当時の小学校区の区域を活動エリアとして推進されてきました。途中、小学校の統廃合はありましたが、顔のわかる生活圏であることに変わりはなく、これまでどおりの活動エリアで地域づくり活動は継続されています。地域づくり活動を通じて、それぞれの地域の色で、その特性を活かした取組が実践されることで地域力が養われてきました。

このようなことからセンターの設置箇所についての基本的な考え方は次のとおりとします。

- ① 地域づくり活動センター（組織）※20は、地域づくり組織を基本とした活動エリア内に一つ設置する。
- ② 地域づくり活動センター（組織）は、一つの拠点を有する。
- ③ 地域づくり活動センター（拠点）※21は、既存の公共施設（公民館等）を活用するものとする。

上記の基本的な考え方をベースとして、各地域のセンター（拠点）の設置箇所について地域住民と行政で協議した上で決定します。

20 【地域づくり活動センター(組織)】 条例で規定する組織体制を意味する。

21 【地域づくり活動センター(拠点)】 活動拠点である建屋を意味する。

(2) 市街地におけるセンターの在り方

市街地におけるセンターは、他の地域に比べ、本庁及び支所と近い位置にあることから、住民の多くは「行政窓口の場」としての機能については、本庁及び支所を利用されることが想定されます。そのため「行政窓口の場」の機能は備えず、人口や活動エリアの規模から地域をまとめることが難しいなどといった市街地ならではの課題に対して、センターは、地域コミュニティをつなぎ、結束させることなどの取組に注力することが可能となります。

また、新たに地域づくり組織を発足し、複数の地域づくり組織とセンター（組織・拠点）を設置することで、活動エリアをよりコンパクトにし、地域をまとめることなどを更に容易にするといった取組も考えられます。一方で、例えば、実態として既存の組織・取組の弱体化につながるのではといった懸念や、現在の活動エリア内の共通の地域課題への取組の整理が必要となるなどの留意すべき課題もあることも考えられます。

ただし、地域づくり活動が一層盛んになること自体は地域にとって望ましいものであり、そのための手段として地域が主体的に検討し、新しい地域づくり組織が発足することについては否定されるものではないと考えます。

(3) 地区公民館がない地域への地域づくり活動センターの設置について

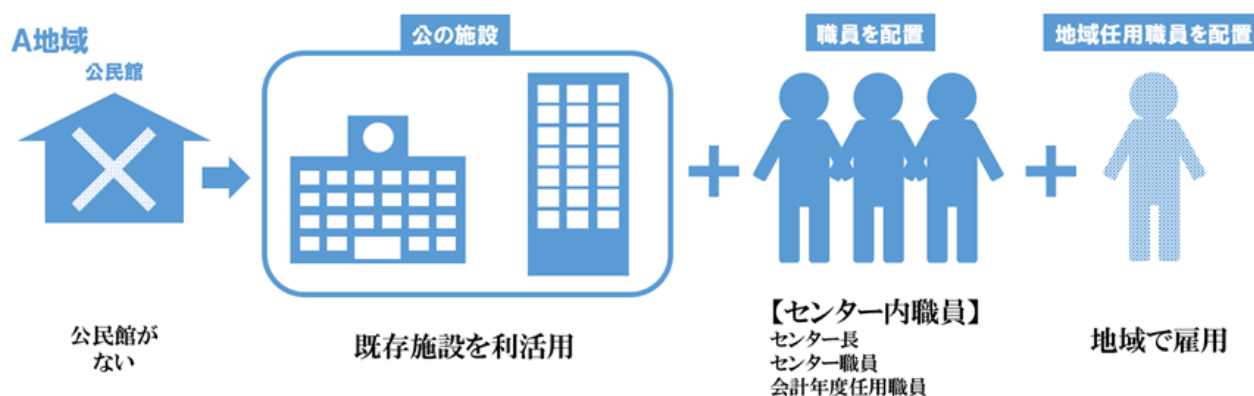
センター設置に関しては、これまで検討してきたセンターの機能（役割）を考えると住民の暮らしの充実や利便性の向上に直結するものと考えられるため、現在、地域づくり組織が活動している地域づくり組織の活動エリアにセンター（拠点）を設置することが望ましいと考えます。ただ、それぞれの歴史的背景や地域の実情等を考慮し、当該活動エリアに設置しないことの検討も必要であると考えことから、地域住民による検討結果を基に「設置する」「設置しない」ことを判断します。

ア センター（拠点）を設置する場合

原則として、公の施設を利活用（複合的な共同利用を含む）することとします。また、センターを設置する場合であっても、地域から市職員の配置を望まないなどの要望があれば、「行政窓口の場」の機能のあり方も含め「市職員を配置しない」ことの体制整備を検討します。

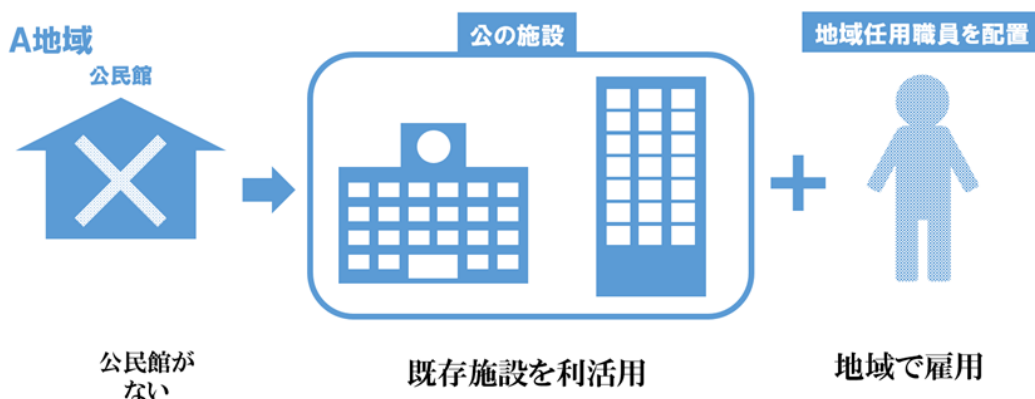
（ア）職員を配置する場合

センター（拠点）を設置する場合



（イ）職員を配置しない場合

センター（拠点）を設置するが、職員を配置しない場合



この場合、次の支援体制の検討が必要となります。

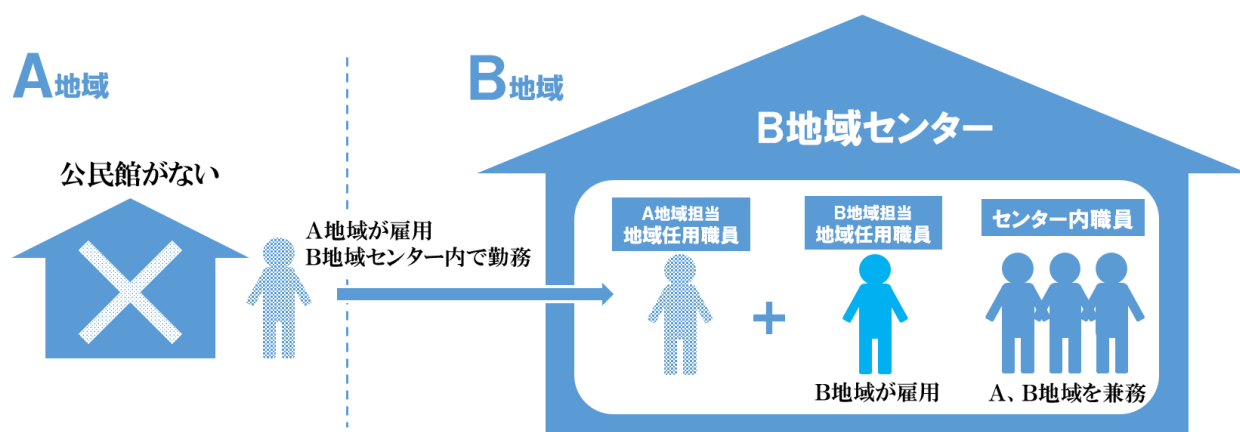
- ① 隣接地区センターからの支援（兼務）
- ② センター長のみ配置

イ センター（拠点）を設置しない場合

地域の意向によりセンター（拠点）を設置しないと判断した場合であっても、人口減少問題に直面する地域を現場で支える仕組みは必要であり、次のとおり支援体制を整備します。

- ① センター（拠点）を設置しない場合においても、センター（組織）は隣接する地域のセンター内に置く。つまり、1つのセンター（拠点）を二つの組織が共同で利用する。
- ② 地域任用職員は、それぞれの地域づくり組織が雇用し、その拠点は上記と同様とする。
- ③ センター内の職員（センター長他）は、センターがない地域の支援業務を兼務（併任）する。

センター（拠点）を設置しない場合



A地区に建屋としてのセンター（拠点）を設置しない場合であっても、条例上におけるセンター（組織）は設置する。その拠点は、隣接地区Bのセンター内に置くものである。また、A地区にセンター（拠点）がなくともA地域を担当する地域任用職員をA地区の地域の地域づくり組織が雇用し、その活動拠点はB地区センター内で従事するものである。センター職員（センター長、センター職員、会計年度任用職員）は、A及びB地区を担当する。

(4) 施設整備について

センターを運用するにあたり、事務所スペースの拡張など最低限の施設改修を行います。ただし、施設の老朽化等により移転・新設が必要なもの（土居公民館、三瓶北公民館）及び地区公民館（施設）がない地域（大野ヶ原・周木・下泊）については、別途必要な措置を講じます。また、津波や土砂災害等の被災（被害）想定区域にあるセンターについては、防災における拠点の在り方について検討を進めます。

今後、進行する施設の老朽化に伴い、西予市公共施設等総合管理計画に基づき検討します。

(5) 地域づくり組織による施設の改修

地域づくり組織が必要とし、その負担をもって行う施設改修について、センター長が必要と認めるときは、市長の許可によりセンター事業に影響のない範囲で行うことができます。

地域づくり活動センターの設置における基本的な考え方により、市が提案する設置箇所となります。最終的な判断については、地域住民の皆様と検討して確定します。

表4 地域づくり活動センター設置箇所（案）

番号	旧町名	地域名	名 称	設置箇所
1	明浜	俵 津	俵津地域づくり活動センター	俵津公民館
2		狩 江	狩江地域づくり活動センター	狩江公民館
3		高山・宮野浦	高山・宮野浦地域づくり活動センター	高山公民館
4		田之浜	田之浜地域づくり活動センター	田之浜公民館
5	宇和	多 田	多田地域づくり活動センター	多田公民館
6		中 川	中川地域づくり活動センター	中川公民館
7		石 城	石城地域づくり活動センター	石城公民館
8		宇 和	宇和地域づくり活動センター	宇和公民館
9		田之筋	田之筋地域づくり活動センター	田之筋公民館
10		下宇和	下宇和地域づくり活動センター	下宇和公民館
11		明 間	明間地域づくり活動センター	明間公民館
12	野村	野 村	野村地域づくり活動センター	野村公民館
13		溪 筋	溪筋地域づくり活動センター	溪筋公民館
14		中 筋	中筋地域づくり活動センター	中筋公民館
15		大和田	大和田地域づくり活動センター	大和田公民館
16		横 林	横林地域づくり活動センター	横林公民館
17		惣 川	惣川地域づくり活動センター	惣川公民館
18		大野ヶ原	大野ヶ原地域づくり活動センター	大野ヶ原小学校
19	城川	遊子川	遊子川地域づくり活動センター	遊子川公民館
20		土 居	土居地域づくり活動センター	旧土居保育所
21		高 川	高川地域づくり活動センター	高川公民館
22		魚 成	魚成地域づくり活動センター	魚成公民館
23	三瓶	三 瓶	三瓶地域づくり活動センター	三瓶支所
24		二木生	二木生地域づくり活動センター	二木生保育園
25		周 木	周木地域づくり活動センター	旧周木小学校
26		蔵 貫	蔵貫地域づくり活動センター	三瓶南公民館
27		下 泊	下泊地域づくり活動センター	旧下泊小学校

6 指定管理者制度の導入

「2(2) 公民館の転用に関する全国の動向」で前述したように全国的な取組事例として、センターの運営については指定管理者制度により地域がセンターを公設民営の形で運営していることが多い現状です。それにより完全な「自治型のセンター」の運営が展開され、地域住民にとって自由度の高い利用が可能となっています。

一方、西予市は、市直営によるセンター運営形態により、現在の機能を拡充し、地域を現場で支える仕組みを構築することとします。しかし、地域が、自主自立による地域の発展を目指し、指定管理者制度を活用した組織運営を望むのであれば、その選択ができる仕組みも必要であると考えます。

指定管理者制度の導入時期については、令和5年度からのスタートに併せた導入は時期尚早であると考えています。今後のセンター運営の状況及び社会情勢により、先進事例等の取組と西予市の実情を考慮し、十分な検討の上制度設計に努めます。

7 今後の分館制度※22の在り方について

公民館分館（以下「分館」という。）は、教育施設であるとともに、行政区の拠点としても地区住民の生活と深く結びつき、地区活動等の場として重要な役割を担ってきました。建設時には多くの行政区において、区民が多額の寄付を行い、また、維持管理経費や施設整備費についても一部を地元が負担してきました。

一方で、集会所は、行政区ごとに地元が設置した施設であり、旧東宇和地域では行政区の拠点として利用してきたほか、社会教育・生涯学習の推進、健康増進・福祉活動推進等の場としての役割を担ってきました。

三瓶町地域における分館と、旧東宇和地域における集会所では、地域コミュニティ機能は似かよってはいるものの、設置目的や管理主体をはじめ、歴史的背景にも大きな違いがあります。

公民館のセンター化に伴い、西予市公民館条例が廃止され、公民館及び分館は廃止となります。そのため、今後の分館の活用について地域で検討していただくこととなります。

なお、分館の移行については、センターの設置箇所が決まり次第、次頁に基づき進めます。

22 【分館制度】公民館分館。分館は、社会教育法第21条第3項に基づき、公民館事業の運営上必要な施設として設置され教育施設。西予市公民館条例第2条第2項においても教育委員会が所管する施設として規定されています。三瓶町では、昭和30年に分館制度が導入され、現在まで3地区公民館のもと、19の分館（表3）において社会教育・生涯学習の推進が図られてきました。また、明浜町でも2つの分館がありましたが、平成26年に地区の集会施設へ移行しています。

表5 移行パターン別年次表

★移行に際しての共通事項……分館の解体はいずれのパターンにおいても市が実施する。(無期限)
 ★事前(令和5年3月31日まで)に各分館へ移行調査を実施し、下記パターンによる整備計画を作成する。※1
 ※令和5年4月1日以降、分館は普通財産となり、行政区の拠点施設として利用する区へ無償貸与します。

R5.4.1	← 10年間 →	R15.3.31	← 3年間 →	R18.3.31
① 分館を解体し、新たな行政区の拠点施設(地元管理の集会所・公会堂など)を新設する。 新たな行政区の拠点施設の建替え後は、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に地元が負担する。				
<ul style="list-style-type: none"> ●建設にかかる地元への補助率等の特別措置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日～令和15年3月31日竣工(10年間)の建替え(建設主体:区)。 ・建設にかかる対象経費等は、西予市集会所建設事業補助金交付要綱に準じ、※2地元への補助率※3については特別措置を講ずる。(特別措置の内容… 通常80%補助→85%補助) ●維持管理費の負担(補助)割合は現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・建て替えまでの旧分館施設の維持管理経費は現状どおり、電気、水道料金を対象とする。(建て替え後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※4、最終的に全額地元負担) 		<ul style="list-style-type: none"> ●通常の集会所建築と同様(特別措置なし) <ul style="list-style-type: none"> ・令和15年4月以降の建て替えについては、市における通常の集会所建築の場合(地元への補助率80%)と同様に対応する。 ●鳴山地区については令和2年4月現在、9世帯(12名)であるため、建設にかかる地元への補助率等については特例を設ける。 ●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持(市90%:区10%)※5 		
② 現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する。 10年経過後、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に全額地元が負担する。				
<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理費を負担する割合は現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・期 間… 令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間) ・対象経費… 電気、水道料金 ●施設修繕、備品購入等を市が実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事前の希望調査により作成した整備計画に基づき、建物の修繕及び建物に付随する備品の修繕・購入等を市が実施。※7 期間:令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間) 		<ul style="list-style-type: none"> ●段階的に地元の負担割合が増加 <ul style="list-style-type: none"> ・10年経過後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※6、令和18年4月以降は全額地元負担。 ・1世帯当りの負担が突出する区(和泉区等)へは特例を設ける。 ●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持(市90%:区10%) <p style="text-align: center;">最低10年間は現施設を利用。</p>		
③ 地区内の代替施設を利用し、分館は使わない。				
<ul style="list-style-type: none"> ●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動センター(仮)、文化会館、その他の施設を利用する。(区の利用は使用料免除) 				
④ 近隣区と共同利用する。				
<ul style="list-style-type: none"> ●新設は①、継続利用は②と同じ。 				
⑤ 今後、分館に代わる施設は必要としない。				
<ul style="list-style-type: none"> ●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) <ul style="list-style-type: none"> ・建物を必要とせず、集会所自体も必要ではない。 				

移行パターンにかかる詳細について

- ※1 各分館における移行パターンの選択、整備計画の作成は、令和5年3月31日までにを行います。(特別な事情が生じた場合は、別途協議する)

【パターン①】

- 新たな行政区の拠点施設への建て替えまでは普通財産のため、市と「無償貸与」の契約を締結。建て替え後の施設は地元の所有となります。
- ※2 具体的には、集会所の新築に要する経費とし、工事費のほか、設計監理委託料及び建物登記費用を含みます。ただし、敷地の取得及び造成、柵、塀の築造、植樹、備品の購入等の経費は、補助対象としません。また、受益戸数によって、補助対象となる面積があります。
- ※3 建て替えは地元施工であるため、市が区へ補助することとなります。

- 建て替えまでは、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。

- ※4 建て替え後は地元の所有となり、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、建て替え後の3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要な経費です。
- ※5 耐用年数が到来する令和26年1月30日以降の段階的措置等については、市と皆江区とで協議し決定します。

【パターン②】

- 令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間は、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。

- ※6 令和15年4月1日以降は、市から区へ無償譲渡(区所有)するため、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、譲渡後3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要な経費です。

- ※7 具体的には、現行の西予市公民館分館整備補助金交付要綱別表第1に掲げる「施設整備事業(分館の維持管理に要する経費)」、「備品購入事業(分館活動に必要な物と認められる経費)エアコン・冷蔵庫、その他特に市長が必要と認める備品」、「消防設備事業」です。なお、実施時期から最低10年間の使用に耐え得ることのできる程度とし、耐震化・大規模修繕等により多額の費用を要する場合は、建て替えを検討します。

【パターン③】

- 地区公民館を分館として兼用している蔵貫浦分館(南公民館内)及び二及分館(北公民館内)の2分館については、令和5年4月1日以降、区からの負担は基本的には求めませんが、特別な事情がある場合には別途協議します。

- ◎「移行パターン別年次表」及び「移行パターンにかかる詳細について」に記載のない事項については、区と市の協議により決定します。

8 センター化に伴うその他の必要な取り組み

(1) 地域づくり組織と自治会との関係

地域課題を解決するため地域づくり組織と自治会は、互いに連携しながら、地域づくりを推進するパートナーといった関係であるといえます。地域づくりを進めるために、どのような組織であるべきか、どちらがリーダーシップを示すかは、各地域の自主性を尊重するべきでもあります。

これからセンターを拠点として小規模多機能自治を推進するうえで、地域づくり組織と自治会組織の関係性を地域内で協議する場は必要であり、今後の取り組むべき課題の一つであると考えます。

表5 地域づくり組織と自治会組織の比較

項目	地域づくり組織	自治会組織
地域	原則、旧小学校区≒旧村単位	区、行政区単位
構成	組織・個人	世帯(主)が中心
目的	地域課題を解決し、魅力を高め、住民満足度を向上する機能 (地域活性化、地域防災、福祉など)	日常生活の相互扶助機能 住民の意思決定の場
財源	現在は市からの交付金を中心	住民同士で負担し合うもの
活動	目的をもった継続的な活動が中心	地域環境整備活動・伝統行事の継承活動など地域が求める活動が中心
機能	結束する、創る、築く、改善する	治める、守る、直す、維持する
体系	柔軟性があり、多くの人の関わりや協力、結束が大切になる	慣習性があり、前例や伝統を大切に する 地縁による団結意識(絆)が強い
役員交代時期	複数年ごと(継続性がある)	単年ごと(決まった期間)

(2) 自治会の既存事業を見直す機会

センター化に伴い、自治会による自治活動についても見直す機会かもしれません。担い手不足による地域課題に直面している地域が多く、そのような状況の中、人がいて賑わいのあった頃のままの自治活動を維持していくことに無理が生じてきています。行政から依頼を受けるものや各種団体等の役員についても、なり手を探すのも困難な状況にあるといえ、近い将来の自治会の存続も危ぶまれるといえるでしょう。

それは、これまで守り受け継いできた慣習的なものやイベントも同様であると考えます。地域にとって必要なものは何か、人口減少社会を受け入れ、人口規模や人口構造に見合った事業の縮小や手法を変えた活動の見直し等が求められています。

(3) 多様な世代の参画

これからセンターにおける「地域づくりの場」では、多様な世代が集まり、交流が生まれることで、つながりができ、知識や技術といったこれまで受け継がれてきたものが伝承されるきっかけとなります。ただ、若い世代の自治活動や地域づくりへの参画には工夫が必要であるといえます。年配者は使命感や責任感が活動へのモチベーションとなり得るようですが、若者はやりがいや楽しさをモチベーションとする傾向にあるようです。まずは、自分たちが楽しんでいることが大切であり、「参画したい」と思える活動を実施していくことが重要です。

(4) 既存の地区公民館活動の見直し

生涯学習を取りまく環境に変化が生じているとともに、求められる人材にも変化が生じていることを踏まえ、学びの提供の在り方について見直しを行う必要があります。個人の要望だけでなく地域にとって必要な学習とは何かを考え、目的や対象、手法を見直すことで、社会要請に応えることのできる事業展開を図ります。

(5) 人材育成の取組

これまで行政は、社会教育を通じて人材育成に取り組んできましたが、必ずしも地域の課題解決に結びつけた成果を求めるものではありませんでした。これからは、地域と連携することで、新たな担い手を発掘し、地域課題の解決を結びつけることのできる人材育成に取り組めます。また、同様にセンター内における職員（地域任用職員含む）への研修も積極的に取り組みます。

令和 3 年度から実施している地域人財育成事業により、地域人材の育成だけでなく、外部人材との交流による関係人口の構築に取り組んでいきます。

(6) ICTの活用

身近な相談窓口であるセンターを活用し、支所を経由しなくても本庁とセンターが直接やり取りできる ICT を活用した環境を次のとおり整備し、「行政窓口の場」の充実を図ります。

- ア 本庁や支所に行かなくても、オンラインで担当者と直接やりとりができ、各種証明書の発行だけでなく書類の提出方法や様々な相談ができる環境
- イ 施設の予約や施設の施錠など遠隔操作により可能となる環境
- ウ 施設の利用料や納税などキャッシュレス決済が可能となる環境
- エ 事業説明会や講演会など会場へ行かなくても自宅やセンターで受講することが可能となる環境

(7) 職員の働き方

行政サービスの見直しを図るうえで、市職員の働き方と意識を見直し、自席だけでなく、あらゆる環境で、流動的に業務が行える仕組みづくりが必要であると考えています。人材育成の取り組みやICTの活用整備と併せて進めていきます。

●求める職員の働き方

- ア 働く場所を選ばない
- イ 縦割りの仕事をしない
- ウ 多様な能力を身につける

(8) 個人情報の取扱いについて

協働のまちづくりを推進するにあたり、地域任用職員は、センター内の職員と事務所を共有し執務することが望ましいと考えていますが、個人情報等を知り得る環境にあることから、その取扱いには細心の注意が必要となります。それは同時にセンター側においても地域任用職員が扱う情報を知り得る立場にあるといえ、互いに守秘義務を伴います。しかし、地域課題解決における協働の取組を推進する上で、互いに必要な情報を共有することが必要となる場面が多くなることが考えられます。

このことから、互いに対等な立場にあって、その役割を明確にし、とりわけ個人情報等の取扱いには十分な配慮と規律の厳格化に取り組むため、地域づくり組織と行政との間で、センター内で連携・協力しながら地域づくり活動が推進できる「地域づくり連携協定」を締結します。

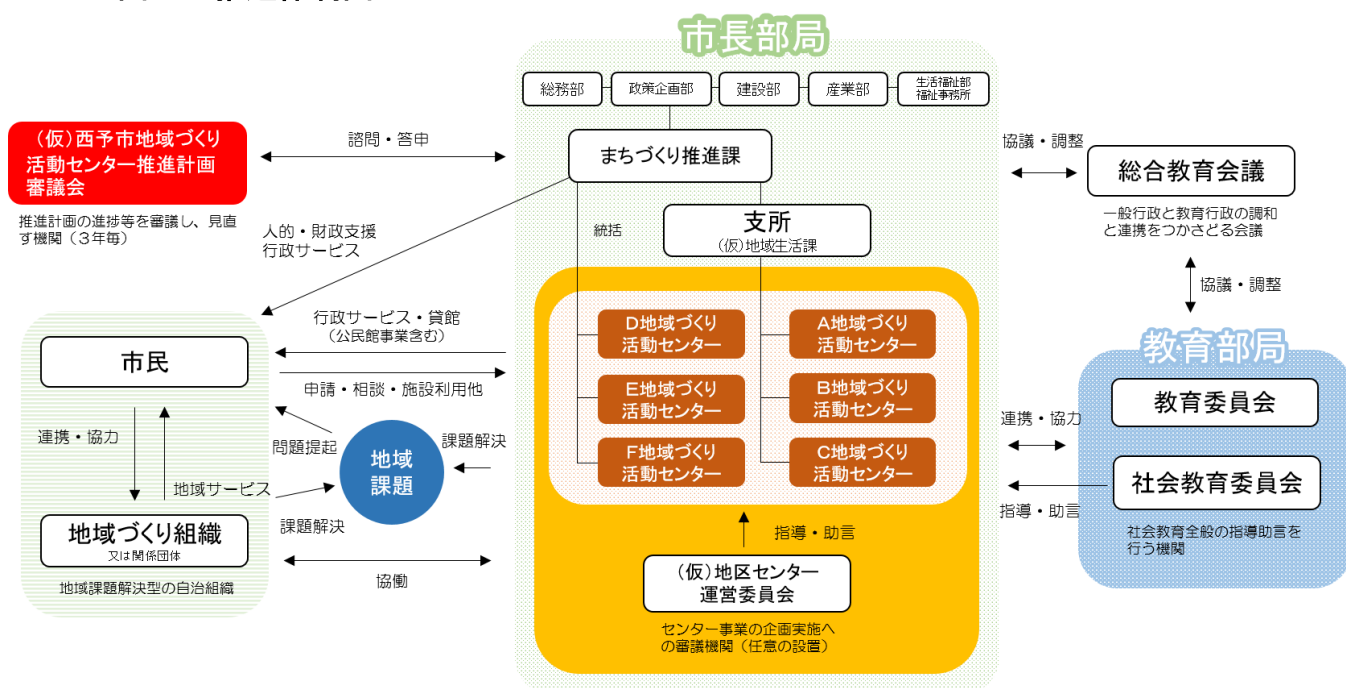
9 計画の推進

(1) 推進体制

センターは、それぞれの地域の特性を活かした拠点であることが望ましく、取り組む活動に個性があってよいものであると考えます。ただ、独自性を求めるだけでなく、センター間や関係部局と情報を共有し、連携・協力することができる体制整備が重要です。

このようなことから、センターを市長部局が所管し、住民ニーズをセンター運営に反映できるよう教育委員会と連携を図ると共に、部局横断的な行政執行体制の構築を図ります。また、西予市地域づくり活動センター推進計画を審議し、見直す機関として（仮）西予市地域づくり活動センター推進計画審議会を設置します。

図5 推進体制図



(2) 支所業務及び人員の再編

人口減少に立ち向かうことのできる基盤強化は、地域住民だけに求めるものではなく、行政も組織体制の見直しを図る必要があります。近い将来、既存の体制では行政サービスを維持することが困難な状況が訪れます。人口減少が進み、限られた財源の中で多様化する住民ニーズに対応することの出

来る体制整備が急務となっています。

このことから、支所業務及び人員を縮小することとします。本庁へ業務を集約し、センターの機能を拡充することで、行政サービスの維持・向上を図ります。令和5年度までに体制を整えます。

(3) 地区公民館における地域づくり活動センターの試験運用

西予市公民館条例における制約の範囲内で、先行した取組を行うことで課題の抽出し、改善を図ることで、令和5年4月のスムーズな運用開始を目指します。

(4) 財源の確保

これまで行政は主な財源として西予市地域振興基金を活用していますが、基金には限りがあり、今後は、継続的に小規模多機能自治の推進が図れるよう安定した財源確保に努めます。

(5) 計画の評価・見直し

5年後（令和7年度）に本計画の見直しを行うため、「(仮)西予市地域づくり活動センター審議会」においてセンター運営を審議し、新しい計画策定に反映させます。それ以後は3年サイクルで見直しを図ります。

表6 センター比較表

	(現) 公民館	(新) 地域づくり活動センター
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ■公民館 25館 (中央公民館1、地区館24) ■分館 19分館 (旧三瓶町のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■合併当時の小学校区へ設置 27カ所 ■分館制度は廃止し、行政区の拠点へ移行 (移行パターン別年次表参照) ※拠点は原則、現地区公民館とするが、地区公民館がない地域や施設の老朽化により移転・新設等が必要な地域は、地域の意向等により学校跡地やその他遊休施設の活用を検討
所管	<ul style="list-style-type: none"> ■教育部局 	<ul style="list-style-type: none"> ■市長部局
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育法第20条 ■西予市公民館条例 ■西予市公民館施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ■西予市地域づくり活動センター条例 (予定) ■西予市地域づくり活動センター施行規則 (予定) ■地方自治法第244条第1項 ※西予市公民館条例及び施行規則は廃止
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■市直営 	<ul style="list-style-type: none"> ■市直営
名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ (地区名) 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ (地区名) 地域づくり活動センター
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ■公民館長1名 (会計年度任用職員：教育長が任命) 週5時間勤務 ■公民館主事1名 (市職員) ■会計年度任用職員1名 1日7時間勤務 ■日直・宿直 (野村、城川の公民館及び俵津公民館) 	<ul style="list-style-type: none"> ■センター長1名 (会計年度任用職員) ■地域任用職員1名程度 (地域が任用) ※勤務形態、労働条件は地域で定める。 ■センター職員1名 (係長級職員を配置、人口及び地理的要因を考慮し複数名配置有) ■事務職員1名 (会計年度任用職員) ■日直・宿直は廃止 地域の実情に応じて地域任用職員を設置することは可能
生涯学習事業 社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■教育部局 	<ul style="list-style-type: none"> ■市長部局
営利活動	<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育法第23条の規定による規制あり 	<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育法の枠にとらわれず、営利目的による施設利用の規制緩和 ※施設を指定管理者として運営することで、より自由度の高い活動ができます。
公民館運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ■公民館における各種の事業の企画実施を調査審議するために設置。 ■定数15名以内 (現状10名) 会長1名副2名 	<ul style="list-style-type: none"> ■西予市地域づくり活動センター条例 (予定) に基づき、(仮) 地域づくり活動センター運営審議委員会を各センターに任意で設置

せいよ地域づくり活動センター推進計画 個票(案)

<せいよ地区地域づくり活動センター>

令和3年 月 日時点

管轄区域	せいよ1区から10区までの全て(10地区)			
活動拠点	施設名	せいよ西公民館	TEL	62-1111
	住所	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1		
拠点改修	有・無	配置職員を増員するにあたり、事務所スペースが十分でないため、隣接倉庫を改修し十分なスペースを確保する。		

地域づくり組織名	せいよ地域づくり協議会
----------	-------------

地域任用職員 人材検討状況	雇用及び労働条件検討中	人数	1	人材	地域外人材	雇用 形態	直接雇用	労働 条件	未定
センター長 人材推薦状況	未着手								

地域の主な課題	
現 状	対 策
少子高齢化及び人口流失により空き家が増加傾向。空き家の管理が行き届かない状況にあるため景観及び防犯等の問題が懸念されている。	<p>地域づくりの場</p> <p>補助事業を活用して、空き家を改修し新たな利活用を促進する。併せて外部人材の流入を目指し、新たな担い手確保に努める。</p>
地域をけん引する人材は高齢化し、僅かに残る若者も地域事に関心が低く、担い手確保が困難な状況。	<p>人づくり学びの場</p> <p>スマホ教室など、外部講師でなくても地域人材が担える講座を開催し、人材確保・育成のきっかけづくりや世代間交流の場を創設する。</p>
独居老人が増え、災害時だけは無く日頃の安否確認が不安視される。近空き家が増えたことにより近隣住民の見守りも困難な状況となっている。	<p>支えあい・つどいの場</p> <p>社協や警察と連携した定期的な見守りネットワークや地域食堂などに取り組む。</p>

検討主体	西予地区地域づくり活動センター検討委員会
------	----------------------

	行 程 表									
	R3					R4				
	4	7	10	12	3	4	7	10	12	3
検討組織設立	→ (設立)		→ (検討)							
活動拠点の検討	→ (検討)								→ (条例整備)	
拠点の改修	→ (検討及び積算)					→ (随時改修)				
地域任用職員確保	→ (検討)								→ (募集・面接) (雇用準備)	
センター長の推薦	→ (検討)				→ (打診)					